

平成 26 年 2 月 19 日

第 4 回
柳町小学校教室等増設
検討委員会会議録

柳町小学校教室等増設検討委員会会議録

平成 25 年 第 4 回

日時：平成 26 年 2 月 19 日（水）午後 6 時 30 分

場所：教育委員会室

「出席」	委員長	藤田 恵子
	副委員長	久住 智治
	委員	熱田 直道
	委員	竹田 弘一
	委員	北島 陽彦
	委員	木幡 光伸
	委員	鶴沼 秀之
	委員	豊泉 久子
	委員	原 廣介
	委員	松本 絵美子
	委員	前嶋 浩文
	委員	上原 裕之
	アドバイザー	長澤 悟
「欠席」	委員	鷹田 芳郎
	委員	滝澤 智
「説明のために出席した学務課職員」	施設係長	山野辺 龍太
	主事	木村 健

平成25年
第4回 柳町小学校教室等増設検討委員会

平成26年2月19日(水) 午後6時30分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 校舎新設にかかる要望事項について
 - (2) 仮校舎設置(案)について
 - (3) その他
- 3 閉 会

1 開 会

(18:30)

○施設係長 定刻を過ぎましたので、ただいまより第4回柳町小学校教室等増設検討委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、本日の委員の出席状況及び資料の確認をさせていただきます。

本日、あらかじめ滝澤委員と鷹田委員のほうからご欠席のご連絡をいただいております。また、原委員はご連絡はありませんが、まだお見えになっていないという状況でございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料の説明をさせていただきます。次第をめくっていただきますと、まず資料第14号としまして、「校舎新設にかかる要望事項」ということで、柳町小学校の校長からいただいたものでございます。続きまして、資料第15号は、その「校舎新設にかかる要望事項」についての事務局側の考え方をお示ししたものでございます。続きまして、資料第13号修正版は、前回お示ししました資料第13号につきまして、本日の資料第15号の考え方に合わせる形でこのたび一部修正をさせていただきましたので、修正版としておつけしたものでございます。最後に、資料第16号は、「仮校舎設置（案）について」ということでございます。

資料については以上でございます。

なお、委員の皆様には、さきに前回の会議録をお送りし、内容の確認をお願いしているところでございますので、修正等ございましたら、本日の会議終了後に事務局までお知らせ願いたいと思います。会議録につきましては、皆様の修正を反映した後、来週をめどに区のホームページ上に掲載してまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは、議事について、藤田委員長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 校舎新設にかかる要望事項について

○藤田委員長 皆様、こんばんは。お寒いところをお集まりいただきましてありがとうございます。また、前回、1月の委員会ของときには大幅に時間を超過してしまいまして、申しわけございませんでした。きょうは予定どおり進めてまいりたいと思います。

本日、資料確認をしていただきましたように、前回に引き続いて増教室についての案件と、もう1つ、スケジュールの関係で、そろそろ仮校舎について決めなければいけないということで、新た

に仮校舎についてのご提案を出させていただいております。そのために時間を区切らせていただきまして、1時間ずつぐらい、それぞれにかけていきたいというつもりではおりますが、よろしく願いいたします。

前回、皆様方、思い出していただきますと、冒頭に柳町小学校の教室等を見ていただいて、現地確認ということ。議事のほうでは、前嶋・上原両委員から提出いただいた「増築の諸施設に関する要望事項」について議論をさせていただき、そこで議論がある程度沸騰して、最後に、学校側から教室増に対する要望を出していただくということで終わっていたかと思っております。お約束どおり、柳町小学校のほうから「校舎新設にかかる要望事項」ということでお出しいただきましたので、きょうは、まずそちらのほうから検討をさせていただきたいと思っております。

本日、増設教室の条件等が合意できるまで持っていければ一番いいとは思っておりますが、それに向かって議論を進めていきたいと思っております。

それでは、資料第14号ですが、ご提案いただいた松本委員から説明をしていただけますでしょうか。

○松本委員 要望事項としては、大きく3種類でお示しさせていただきました。

「新設」と書かせていただいた上段の部分ですが、そこに書いてあるとおりです。1番から簡単に触れますと、不足学級数分の普通教室。前回の会議でも話題になりました不足学級数分の特別支援学級教室。

現在、少人数教室がありませんので、主に3年生以上を中心とした少人数教室と、同様に全学年で少人数指導をと考えていますが、①の少人数教室では学級数の関係でバッティングが生じて賄い切れないので、低学年用の少人数教室ということで4番です。

それから、教材園・スペースというものがなかなか厳しい状況であります。1・2年生は鉢植えを中心に生活科の学習で行いますが、それをきちんと育てて、栽培していくことができるスペース確保がどうしても必要ですし、3・4・6年生が植物を使った学習单元がありますので、その学習で使う栽培園のスペースも確保していく必要があるということです。

6番、教育相談室、7番、特別支援教室も、部屋として本校にはありませんので、教育相談、スクールカウンセラーの配置日も含めて、さまざまな相談対応をできる部屋、取り出し指導等で指導を行っていく部屋ということで7番が、新設として必要だと考えているところです。

8番、多目的室は、多目的に使うスペースがないので、学級単位での指導にとどまらざるを得ないところがあり、どうしても学校としては学年単位でさまざまに教育活動を行っていく部分があり

ますので、それに足りるだけのスペース。それと兼ねて、各種の控室に当たるものがないものから、兼用で多目的に使える部屋ないしスペースということで考えているのが8番です。

9番は、教員が主に使う会議室ということで、現在、会議室がない状況なので、ぜひお願いしたいというところです。

教材保管庫、教材・教具室もありませんので、これを確保したいということです。教材は多種多様にわたっているので、1部屋で一括管理ということはなかなか困難だと思いますので、主に目的別に分けて部屋ないしはスペースということで教材・教具をきちんと整理し、日常的に活用できる場所の確保をぜひお願いしたいということです。

それとは別に、主に体育的行事ですとか文化的行事、もろもろ行事関係に必要な物品関係、日常的に学校運営に必要な物品を保管しておく倉庫をやはり確保しておく必要があるということで、12番です。

長い歴史を持っている学校なんですけど、校歴を整理しておくスペースが、今のところ、全くないので、ぜひ校歴ということに値するだけの保管ないしは展示をしておくコーナーを、スペースとしてぜひ確保していただきたい。

エレベーターについては、特別支援学級で肢体不自由のお子さんも在籍していらっしゃいますし、今後も在籍する可能性もあるので、もろもろのお子さん、来校者にも対応できるような形でのエレベーター設置。

最後は、PTA会議室が今ない状況ですので、PTA会議室と、学校支援地域本部もありますが、別々の部屋の確保はなかなか難しいかなということで、兼用で1つ部屋を確保していただきたいということが15番です。

以上が、新たにぜひ設置をお願いしたいと考えている部分です。

次は「拡充」と書かせていただきました。前回も話題になっていますが、学級数が増員するということは職員数もふえます。現職員室ではなかなか対応し切れない部分があるだろうという見込みがありますので、職員室の拡充ということでぜひ対応をお願いしたい。その拡充と相まって、本校では印刷室に当たるスペースがなく、職員室内に設けているので、職員室の拡充、印刷スペースの確保は関連づけて、ぜひ確保と整備をお願いしたいということです。

同様の理由から、更衣室も、職員に見合ったスペースだけ厳しくなりますので、確保ということで拡充をお願いしたいということです。

給食室が、現在も児童数に見合うだけのスペースがないところへ来ていますので、増学級、増児

童数ということになれば、当然給食室も拡充していただく必要があるということです。給食ができ上がったときに、ワゴンに乗ってそれぞれの教室階に行くのですが、そのワゴンを収容しておくスペースですね、ワゴンプールと言われるところですが、それがなく、現在は廊下にはみ出た形で置いているので、ワゴンをきちんと収納しておくことが、給食の安全管理上も必要ですし、児童の安全管理上も必要だということで、ワゴンプールも含んだ給食室への対応をお願いしたいということです。

最後、「整備」と書かせていただいたのは、既存の校舎に伴って、新たにということよりも、ぜひ整備という形でお願いしたいというのが、学校評価の都度、再三再四挙がってきているトイレがやはりかなり老朽化して、子どもたちの使用にも非常に不便を生じているということで、トイレの整備についてはぜひお願いしたいということと、前回、見ていただいた倉庫がわりに使っているところを復旧させるに当たっては、スペースを明け渡すだけではトイレとしての機能復帰にはならないので、もう一度手を入れていただいて、トイレの整備をしていただきたいということです。

理科室があるのですが、理科室用の正面黒板がとても学習指導に見合うだけのスペースの黒板にはなっていないので、今まで四苦八苦してきたのだらうと私自身は考えるのですが、学習指導へマイナスの影響が大きいので、ぜひ理科室の黒板整備も行っていたきたい。

音楽室が普通教室の並びであるのですが、防音対策がさほどされているようなことではないので、隣でほかの学習指導をしていると、どうしても音楽室の合奏が始まると音が漏れてくることもありますので、そのあたりの防音対策をぜひ期していただきたいということです。

普通教室に学用品かけ等が必要であるのですが、本校では児童1人当たり1つのロッカーの割り当てしかないので、もろもろ学習用具を常時かけておくスペース、ほかのロッカーがないのです。それで移動型の学用品かけを設置しているのですが、それがまた廊下にはみ出た状態で置いてあるので、掲示板はあるのですけれども、本来、掲示板として作品掲示や学習の場に使いたいスペースが学用品かけで潰されてしまっているという状況と、それによって廊下が幅狭になっていて、安全管理上、やっぱり好ましくない状態が続いているので、このあたりをぜひ解消していただきたい。

階段は手すりをつけていただいているのですが、ところどころ切れてしまっている部分があるので、やはり子どもの動線を考えると、手すり等ももう一回確認していただいて、途切れているところには整備をぜひしていただきたいということで、整備部門ということで5項目要望させていただきました。

以上です。

○藤田委員長 学校運営者としてのご要望ということで、これにつきまして、事務局のほうで、資料第 15 号で考え方等を簡単に説明してもらいたいと思います。あわせて、前嶋委員、上原委員から出されておりましたものに対する区の考え方ということで第 13 号の資料があったのですが、前回の議論も含めまして、一定、修正もいたしましたので、そちらのほうの説明とあわせてお願いいたします。

○施設係長 それでは、事務局より説明いたします。

まずは、資料第 15 号をごらんいただきたいと思います。表の真ん中のところに、ただいま松本委員からご説明いただきました資料第 14 号の学校要望に対する考え方をお示ししているものがございます。大きくは要望の内容を 3 つに分けて整理させていただいております。

まず、「必須」と書いてあるものにつきましては、今回の教室等増設対応において絶対的に必要な機能として位置づけているものがございます。具体的には、1 の普通教室、2 の特別支援学級教室、29 年までの確保、3 の少人数教室①（3～6 年算数）、5 の教材園・スペース、6 の教育相談室、7 の特別支援教室、9 の会議室、10 から 12 までの教材・教具室及び物品倉庫、14 のエレベーター、15 の P T A 会議室兼学校支援地域本部室、16 の職員室の拡充、及び 19 の給食室の拡充でございます。

続きまして、真ん中のところに「努力目標」としているものは、今回の教室等増設対応において、整備資格面積を目安として、可能な限り設計で取り組むべき機能として位置づけているものがございます。具体的には、4 の少人数教室②（1・2 年算数）、8 の多目的室、13 の校歴コーナー、17 の印刷室及び 18 の更衣室の拡充でございます。

最後に、一番下のところになりますが、「別工事」と分類をさせていただいているものは、今回の教室等増設対応とは別途の工事として、快適化工事の中で検討すべきものとして位置づけているものがございます。

具体的に、20 から 24 までの整備工事の 5 項目でございます。

資料第 15 号については以上でございます。

続きまして、1 枚めくっていただきまして、資料第 13 号修正版をごらんいただきたいと思います。こちらは、先ほど説明がございましたように、今回、資料第 15 号でお示しした考え方に整合させる形で、教室増築の諸施設に関する要望に対して、前回お示しした考え方について、その考え方や表現を一部改めたものがございます。今回は下線を引いた変更した項目を中心にご説明をさせていただきます。

まずは、③の特別支援学級の増設につきまして、「平成 29 年度までは確保していきます」と改めます。

続きまして、④の職員室用会議室につきましては、必須の機能として、前の「検討します」を「整備していきます」に改めます。

続きまして、⑤の職員室については、「教員数に応じたスペースが確保できるように新たに拡張する方向で整備していきます」と改めます。

続きまして、⑥の図書室の移設に関しましては、「工事に伴い図書室が干渉する場合には、検討します」と表現を改めます。

続きまして、⑦の職員用更衣室については、平成 25 年度中に移設した職員用更衣室のほか、「整備資格面積を目安に設計上可能な範囲で増設を検討します」と改めます。

続きまして、⑪の教材庫及び⑫の倉庫につきましては、「整備資格面積の中で確保していきます」と改めます。

続きまして、⑬の放送室について、趣旨は変わりませんが、表現を「本年度、本設で設置しました」と改めます。

続きまして、⑭の多目的室、ランチルームの増設については、「整備資格面積を目安として設計上可能な範囲で検討します」と改めます。

続きまして、⑮備蓄倉庫については、「防災課と調整します」と改めます。

続きまして、1 枚めくっていただいて、⑰の既存校舎の改修については、「教室増設工事とは別に、区立小中学校全体の改修の中で検討します」と表現を改めます。

最後に、⑳の地域連携室については、表現を「整備資格面積を目安として設計上可能な範囲で検討します」と改めます。

資料第 15 号、資料第 13 号修正版の説明については以上でございます。

○藤田委員長 松本委員にご説明をいただきました資料第 14 号、事務局から今説明をしてもらいました資料第 15 号、第 13 号修正版につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

○上原委員 丁寧に見ていきたいと思うのですが、その前に、2 月 12 日付で、PTA のほうから既存校舎に関する要望書を検討委員会宛てに提出しております。こちらは今回の会議体の中で配付されるというつもりでお出したのです。広報課のほうに届けてあると思うのですが、そちらは届いていないですか。その中では、既存校舎の改修というか、トイレのこととか、エレベーターの設置

とか、廊下についてとか、そういったところを情報として共有していきたいという思いで提出したのですが、今こちらの手元にないようなので、どういう状態なのかなということをもとに質問します。

○藤田委員長 事務局として。

○施設係長 通常、広報課のほうに出されたものは、「区民の声」という形で回ってくるのですが、2月12日付はこちらのほうでは認知してございませんでしたので、今回の資料にもなっていないということがございます。以前の1月15日付のものについては前回の資料とさせていただきますけれども、その後のものについては、事務局として、資料としては認識していないところがございますので、今回お出しするものにはなっていないということがございます。

○上原委員 今ここに原本がございますので、既存校舎ですので最後のほうになるのですが、共有していただくと助かるのですが。

○藤田委員長 ただ、委員会で取り上げてもらいたいというご意思があったのであれば、この委員会の事務局もしくは私のほうにお出しいただいて、事前資料として配りたいという了解をとっていただくというお話を最初のときに差し上げたと思っているのですが、特に「区民の声」にされたのには理由がおりないのですか。

○上原委員 そういつもりは全くなくて、「検討委員会、藤田部長様」ということでお出ししているので、そちらに届くことを想定しておりましたが、届いていないということでしょうか。

○藤田委員長 ちょっと確認がとれないですね。

○施設係長 もう一回、広報課を通じて確認をさせていただきたいと思いますが、今回はそのものには認識はなかったということでもあります。

○上原委員 では、既存校舎の場所に来ましたら説明いたしますので。

では、以前のところにもかかってくるのですが、まず、③の特別支援学級で、「平成29年度までは確保していきます」ということでお示しいただいて、前よりは一歩進んだところもあるのですが、前回の議論にもありましたけれども、今回、平成29年度まで確保というのは、少し不適切な表現かなと思っております。将来のことは、やはり誰にもわかるものではありません。特別支援学級は学区が特別にあるということではなくて、区内のどの支援学級を選択するというのは自由になっております。各学校に特別支援学級があるというわけではない。柳町小学校の特別支援学級が4学級になる可能性を否定することはできないと考えております。現状、足りていない学級を整備することが原則となっていて、先々のことを示していくものではないと考えております。ですから、この「平成29年度までは確保していきます」という文言に関しては不適切だと考えるので、削除していただ

きたいと思います。むしろ、復旧対象の1教室を加えて、「特別支援学級は4学級で確保していきます」と表現していくことがよいと考えております。いかがでしょうか。

○藤田委員長 「29年度まで」には意味があるのですね。

○竹田委員 確かに、今在籍しているお子さんの実態等を踏まえて、こういう書き方をしています。ただ、基本的には、特別支援学級の増設分については、普通教室のスペースで代用がきくものだと認識はしているので、その辺は、子どもさんの在籍の実態に合わせて、また柔軟に考えることも必要かと思えます。

○上原委員 柔軟に考えていくということですが、ただ、「29年度までは確保していきます」という文言は要らないかなと思うのです。

○藤田委員長 その29年度までの意味は、北島委員からちょっと説明していただいて。情緒学級がという話で、29年度ではないかと思うのですが。

○北島委員 今、知的の固定学級と情緒の固定学級が両方設置されていて、これは特別支援教育の今後の振興委員会で、振興委員会から教育委員会、教育委員会から議会のほうにも報告したことなのですが、今在籍しているお子さんが卒業または転級、転級というのは通常の学級のほうに転級等も含むのですが、そういったことがあった場合、最終的には、29年度というのは今在籍しているお子さんが卒業する年度に当たるものですから、そうなったら、情緒障害学級については閉級するような方向性を持っていることから、こういった表記になったということによろしいかと思えます。

○上原委員 2年前のお話になるのですが、就学相談のときに、柳町小学校の特別支援学級を希望する者が30名程度いるという話を聞いた保護者がいるということなのです。だから、柳町小学校の特別支援学級に入るのは難しいから、他の学校に行ってくださいというような就学相談の内容があったということです。そのように柳町の特別支援学級は、そこで教育を受けてみたいという希望者が結構多い学校だと認識しておりまして、今3学級でそのままいくのかもしれないという話ですが、体制をしっかりと維持していければ、希望する人数が4学級程度出てくる可能性は十分にあると思っています。ですから、3学級で大丈夫だということはむしろ逆で、20人、30人、希望している者がいたという2年前のことを考えていくと、決して3学級でとどまる数字ではないのかなと思います。4学級のキャパシティーを持って対応していくことがあるべき姿なのではないかと考えますが、いかがですか。

○北島委員 これについては、前々回の委員会でもお話ししましたが、確かに2年前の時期

に希望されたお子さんが多くて、そのときに、結果として3学級から4学級に増学級をしたのです。そういった形で多くご希望されているお子さんが入学ということになったのですけれども、その後、汐見小学校に新設し、また、この間もお示ししたように、今後、地域バランスも考えて、新設も見据えて、今進めているところですので、4学級になるということは想定される可能性はありますけれども、ただ、現状としては3学級という方向で私どもとしては考えているというのは、前々回の委員会でお話ししたとおりです。これは教室のキャパを4を想定して組むか、3という現状をもとにして考えていくかという考え方とは、またちょっと質の違うものかなとは思っております。

○上原委員 私の認識だと、前回の会議では、3学級を想定しているとは聞いていないのですね。

○北島委員 想定というか、3学級が交流及び共同学習を進めていく上ではちょうど適度な規模であるという考え方をお示ししたのであって。

○上原委員 児童数がふえるということは、それだけそういう支援が必要な数がふえていくということだと思うのです。ですから、クラス数に応じて、そういう支援学級のクラスもふえる可能性が高い。今ですら、そうやって20人、30人、希望している者がいるという状況の中で、3でいいと想定していくのは、ちょっと乱暴な議論かなと思うのです。ですから、必要面積のカウントでも4学級と計算しているという状況も踏まえて、1学級復旧対象となっていくのですけれども、先のごとは誰にもわからない。平成29年度までは確保するけれども、その後はわからないという乱暴な形ではなくて、4学級の人数が集まるという前提で進めていかなければいけないと思います。

○藤田委員長 ご意見はわかったのですが、特別支援学級のあり方をここで論じるというのはちょっと違うような気がします。ここのところは4学級をご希望だということはわかりましたけれども、区側としては、学校規模として、交流、共同を適切に運営するためには3学級が適切と考えていて、情緒の学級がなくなるまでは4学級を確保するけれども、それ以降は原則3学級だという考え方で、前回、多分北島委員が回答しているかと思うのですが、仮にそこでふえたときに、3学級だから断るということはないとお答えをしておりますので、教室としてあらかじめ4学級を確保するのではないけれども、3学級しかないから受け入れをしないということはやりませんよというところで、ご理解いただけないでしょうか。

○上原委員 それはやはり4学級で計算している中で、4学級に戻すというふうに話が出ているのに……。

○藤田委員長 それは情緒の学級を含めてという話ですね。情緒はほかの学校に新設しましたので、柳町のほうは今の在校生が卒業した段階で閉級する予定でありまして、新たな募集はしていないわ

けですから、ここの1減についてはその分だとお考えいただけないでしょうか。

○上原委員 もともとそのすみ分けというか、情緒と知的の学級があって、2つ種類があると指導もしにくいところ、一本化して知的の学級となっていると思うのですが、そういう意味では3で、キャパシティーとしては、今後4でいくというふうになっていくのが普通の流れなのかなと思います。

○藤田委員長 それは北島委員も申し上げたように、地域バランスを考えて、既に汐見にも新設しましたし、あとは目白台、音羽地区のほうが手薄なので、そこの特別支援学級で学びたいというお子さんが一定の数が出た場合には新設しますよという方針を、既に文京区のほうから打ち出しておりますので、1つの学校のクラス数がふえるというよりは、区内、できるだけご自宅に近いところで特別支援学級に通えるような状況を整えていくという基本的なスタンスでございますが。

○上原委員 自宅の近くに通えるようにという話が今出ましたけれども、ある方は柳町小学校の学区に住んでいるにもかかわらず、ほかの学区の特別支援学級を勧められている現状もあるわけですね。ですから、少しおかしいなと思うのです。

○北島委員 2年前に就学相談をしたときに、そういったお示しの仕方、もちろんそちらに入ってくださいという言い方ではないですよ。確かに2年前にそういう状況は発生しておりましたけれども、昨年度、本年度はそういった現象はございませんので、それはご理解いただければと思います。

○前嶋委員 今、上原委員が申し上げていることは、かいつまんで本質のところを言いますと、パイがふえれば人数もふえるでしょうということで、大変自然なことだと思うのです。例えば通常級のパイがふえたら、特別支援学級のパイもふえる可能性は多いと思う。だったら、現状よりもふやしておくことが自然なのではないかと思えます。

○藤田委員長 全体としては、子どもさんの人数がふえれば特別支援学級に適するお子さんの数もふえるというのは、私どもも納得します。それをどこにふやすかという問題で、私どもは各地に散らばして、教室数は当然増になるだろうという将来的な見込みは持っているのですが、上原委員と前嶋委員は、柳町でふえるのではないかと、柳町で対応すべきだということだけの違いかなと思えます。

これについてだけ時間を使えませんので、ほかの箇所もしおありでしたら、ほかのご質問やご意見もお受けいたします。松本委員のほうからのご提案に事務局側が資料第15号で答えた内容で、特にご意見とかご質問はございませんか。

○松本委員 どうしても最低限必要だと考えているものを、「必須」ということでお答えいただいて

いるかとは思いますが。「努力目標」と書いていただいている、その実現度合いがどの程度なのかというところが、現実的にはこれから問題になるだろうと思っています。努力目標ということだから、努力して可能な限り応えていただけると理解をさせていただければ、特に質問はありません。

○藤田委員長 事務局、それでよろしいですか。

○竹田委員 そういう意味で、今松本委員のおっしゃるとおりでございまして、我々といたしましても、実際に形がある程度見えてきた段階で、ゾーニング等を考えていくときが出てくると思うのですが、そのときに、与えられた資源を有効に活用して、ご要望いただいている点について極力盛り込めるように努力はしていきたいと思っております。

○松本委員 努力はしましたけれども、だめだったんですということになってしまうと、ちょっと違うかなと思っているという、そこだけです。

○藤田委員長 ただ、確実に入るものなら「努力目標」と書かないので、100%できるというお約束は多分できないのだと思います。そののところだけのご了解いただきたいと思います。

○前嶋委員 松本委員から出されました14番のエレベーターは、資料第15号に「増築部分に設置」とありますけれども、これは増築部分のみに設置するわけですか。

○竹田委員 増築部分に設置するというので、既存校舎については設置するつもりは今のところございません。

○藤田委員長 ただ、既存校舎部分とは接続を考えているのではないですか。

○竹田委員 補足で、済みません。既存校舎の部分は接続を考えていますので、既存校舎の部分についても新しくつくったエレベーターを活用して、階段の上りおりをしないで済むような対応をしたいと考えております。

○前嶋委員 何基ぐらいお考えですか。

○竹田委員 実際に当て込めてみないとあれですけども、通常、最低1基あれば。

○鶴沼委員 今まで学校とかにエレベーターを複数設置した実績はないですね。例えば茗台中学が茗台プラザと一緒にあって、2基あるように見えたりするのですが、単独の施設で専用のエレベーターを2基というのはないですね。だから2台やらないということではないですよ。

○上原委員 エレベーターについてお話が出ましたので、先ほどの既存校舎に関する要望書のところに触れていきたいのですが、やはりエレベーターの設置という項目を要望しておりまして、現在、肢体不自由のお子様があります。実際、教室の移動だとか休み時間、1日のうちで子どもたちが階段を利用する機会は非常に多い状態になっています。健常な我々にとってはわからないことか

もしもかもしれませんが、彼ら、彼女たちが階段を上りおりするというのは、物すごい負担なのではないかと思います。体力面、精神面ともに大きな負担になっているという現状があると察します。僕たちがひょっとしたら 20 キロとか 30 キロのおもりを持って、毎日頑張って階段を上りおりしている、そんなふうに考えていただくと、一刻も早くエレベーターを設置することが非常に重要だと考えていまして、何年も前からエレベーターの設置を要望しているのですけれども、エレベーターを設置すると既存校舎が既存不適格になるという理由で、断られてきていると聞いています。

ただ、専門家に相談しますと、増築という形でエレベーターを設置すると設置できるのではないかという話も聞いておりまして、今回、増築ですけれども、既存校舎に関して整備していくということは大事な部分かと思しますので、ぜひ既存校舎に一刻も早くエレベーターを設置していただきたいと思えます。

新しい校舎の図面とかその他の施設のことをまだ決まっていますので、エレベーターがどこに必要なか、1 基必要なのか、2 基必要なのかというのは、やはり図面を描いてみないとわからないことだと思いますけれども、既存校舎に一刻も早く設置していただきたいと思えます。

その精神面、体力面の負担の部分ですけれども、実際に子どもたちが移動していくときに、先生でなくて、介助員が子どもたちを抱えていくのです。介助員のみしか介助ができない。子どもたちからすると、その介助員に依存しなくてはいけないという生活が、実際、毎日あるわけです。精神的にだんだん自立に向かっていく子どもの負担をぜひ和らげていただきたいと思えますし、実際におんぶなんかして上がっていくわけですから、物理的に危険を伴う行為だと思います。ぜひそのあたりを配慮していただいて、設置していただきたいと思っています。

○久住副委員長 エレベーターについては、学校も含めて、大規模な改修のときには検討していきますというのがこれまでの区の考え方でもありますので、今回も学校の中に、資料第 14 号、第 13 号修正版で、エレベーターについては増築部分に設置をするということでは、区の考え方と上原委員の考え方は同じなのかなと思っています。そういう意味では、必須ということで判断をしているわけです。ただ、エレベーターについては相当な経費もかかるし、簡単な工事ではないということも、共通の認識になっているのかなというのはありますので、増築部分の中に設置していくということで考えていくことについては、基本、同じなのかなと。

ただ、あした必要だから、あしたから工事ができるかということ、それは現実的な対応ではないので、大きな工事のときに検討していきますよということで、その部分については基本的には同じ考えと理解していいのかなと、お話を聞いていて、伺った部分もあるのですけれども、そこはいかが

ですか。

○上原委員 前回、図面をお示ししたのですが、私が示した図面では2基設置しているのです。1基は児童館側から入ったところで、地域開放を考えて、体育館へのアプローチ、あるいは上の多目的ホールへのアプローチということで1基。それから、既存校舎の部分で1基と想定しました。開放と実際の子どもたちの動線が一緒くたになってしまうと、同じエレベーターを使うようなことになると難しい部分があると思いますし、やはり一刻も早くという考え方で絵を描いてみると、そういう結論に近づいていくと思います。これは今話しても多分結論が出ないところだと思うのですが、なるべく既存校舎につけていただく、それこそ努力目標というか、私たちからすると必須なんですけれども。

○鶴沼委員 エレベーターのことにに関して、例えば今回の話とは別で、つける気があれば、既存のものに今すぐつけられます。つけられるかつけられないかは、程度の度合いこそあれ、絶対にできないという答えはないのです。ただ、現状は既存不適格の建物で、その部分は区画の面では、もともとは別に悪かったわけではないのですけれども、その後、求められる建物に対する水準が上がってしまったことで、今は現行の基準に合っていない状態だ。

建物を改造したり増築する時点では、それを解消することを前提に増築していくのですが、増築というのは棟単位の増築と、敷地単位の増築と両方ありまして、棟単位の増築ということになると、今は新しい棟をつくらない、既存校舎に部分的に増築するとなると遡及適用は免れ得なくて、経費ばかりではなく、対象部分が全体の校舎全てにわたってしまうので、それはやはり現実的ではないのです。それは従前からお話ししていることで、その部分をそうなんですかと専門家にお伺いしたところ、増築の際にそれを解消するという考え方はありますよねということは、ここに書いてある増築部分の中に設置することで、動線を確保しながら既存不適格の——できれば僕は既存不適格も同時に解消した方がいいとは思っているのですけれども、あれもこれもでエレベーターがなかなか難しいのであれば、棟別の増築をするときに既存校舎の既存不適格部分の解消とは一回切り離して、確実にエレベーターを設置する方法としては増築部分に設置して、その動線は別途きちっと確保した上で、皆さんが使いやすい場所に必要な台数を設置できれば、それはそれで1つの回答になるとは思っているのです。

あと、水かけ論をするつもりは全くございませんので、必要なのであれば、当然必要な台数を設置していかなければいけないのですけれども、例えば六中は新設校で、なおかつ地域開放も想定していますけれども、基本的には1基のエレベーターで運営していくのです。だから柳町に2台設置

しないという回答をする気も僕はありませんし、2台がふさわしいでしょうと言われて、今の時点では、そうですともなかなか言えないのです。

ですから、ここに記述していることは、先ほど来、上原委員が疑問に思われて、専門家に相談されたことと、表現の差異はあったとしても、質的には同じことを書いていると認識していただいて結構です。

○藤田委員長 長澤先生はいかがでしょう。

○長澤アドバイザー バリアフリー化するためにエレベーターを設けるというのは必要な条件で、その整備を今回の増築を機会として実現する、新しくつくるエレベーターが既存部分のバリアフリーにも生かせるように計画をするということで、バリアフリー化が必要だという共通の目標に対する解決ができるのではないかと思うのです。一般的には、そういうふうに計画していると思います。増築棟だけに役立つエレベーターというのではなくて、既存部分のバリアフリーにも役立つような位置とか取りつけ方を課題とするということだと思います。

○上原委員 では、実際、図面が出てきた段階で、必要があればぜひ設置していただくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○鶴沼委員 実際に図面が出てきたときに必要であればということよりも、また前回みたいになってしまうのですけれども、必要なものを確定して、それに対する答えとして、例えばワーキングの成果を見ていただいて、認識と違うとか、なぜこうなっているんだと、それはやりとりできると思うのです。その前提の、複数台ないと、既存と新設と、目標としているバリアフリーの動線の確保ができないのではないですかというご懸念に対しては、1基しかつかないからといって、新しいほうだけとか既存だけとかそういうことではなく、せっかくだからつくるわけですから、つないで既存校舎にも、新しく増築するほうにも、実際にバリアフリー化が実現するようなエレベーターを設置することを当然目標としますし、そういう図面を描いていく。そこでいいのではないかと僕は思うのですけれども。

○上原委員 私は実際イメージを図に落としているので、その中で、私も初めはそういうことを考えて、その部分に、既存校舎と新設校舎の間ぐらいのところを考えて一回やったのですけれども、やはり地域開放とかいろんなことを考えたときに、もう1基必要だなと僕はイメージしたもので。

○鶴沼委員 地域開放するときに、セキュリティーをどこで切っていくか。例えば既存校舎に近い部分に回ってもらったとしても、結局、別棟にしないと、どうしても既存校舎に手をつけることが多くなってしまいますので、セキュリティー上も、建物を切るときも、増築部分と既存の部分は、通常

の使い勝手は一体にしますけれども、エキスパンションジョイントとあって、すき間をあけて防火設備で切ることによって、遡及適用を一定、やらないと言っているのではないですが、影響の範囲を小さくする。経費をより必要としているところに配分する方策として、そういうことをしていくのです。

ですから、地域開放するときにも使えるような位置に設置する。ただ、地域開放専用にどうぞというエレベーターには当然ならないのです。エレベーターは、地域開放のときにも、既存の校舎、新しくつくる校舎にも使えるように、今までも、これからも、別の学校でも、そのスタンスは常に一緒です。ただ、与えられた条件が全ての学校で同じではないので、場合によっては複数台数で対処することもあります。通常は1台です。地域開放専用にあったほうがいいでしょうと言われて、よくないという理由は全くない。理想は理想として、そういう主張を正面から受けとめますけれども、メンテナンスですとか設置にも経費がかかるものなので、必ずそれに対するアンサーが複数台ですということには今までもしてきませんでした。普通に設計していくと、専用ではなく兼用で設置することを前提に検討を進めることになると思います。

○長澤アドバイザー 繰り返しですけれども、バリアフリー化のためにエレベーターが必要だという認識、それを目標としようとするのは共通で、あとは設計の問題だと思います。ですから、設計の段階に進んで、その案に対してこの位置が適切だとか、これだったらどうだということ、その段階で議論すればいいことで、この段階で絵がなくて議論してもなかなかうまくみ合わない。適切な位置にエレベーターを設けることを今ここで確認しておけばいいと思います。

○藤田委員長 ほかはよろしいでしょうか。

○上原委員 大きなことにかかわっていくのですけれども、⑤の職員室について改めてお願いいたします。

教員数に応じて職員室の整備をしていただきたいということで、来年からは2人の教員が入ってき、その部分の机、椅子のスペースを生み出す。今後さらにふえていくということがあります。現状、非常勤講師の数が教員の人数に入っていない。つまり、机、作業するスペースなんかもないというところ。いろんな活動を学校でやっていると思いますけれども、正規職員以外にも非常勤がいたり、特別支援教育担当の指導員がいたり、さまざまな先生たちが本来職員室で仕事をすべきだけれども、スペースがないということになっているわけであり。いろんな先生方がしっかりと仕事できる労働環境を整えてほしいという意味で、やはり職員室の拡充は不可欠だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○藤田委員長 それは資料第 14 号で、松本委員からの 16 番のほうで、増級になった場合は教員数増のスペース確保ということで、「必須」とお答えをしているので、一定、共通認識に立てているのかなと思います。

○上原委員 専任の正規職員の数だけでなく、要は、非常勤講師だとか指導員、交流及び共同学習をするときに、そういった先生たちとの連携が非常に重要だと考えています。ふだん子どもたちのことを常に話し合いながら教育を進めてほしい、そうあるべきだと思うのですけれども、その数がやはり中に組み込まれてこないといけない。教員の人数のカウントの仕方の認識がまだちょっとずれているのかなと思ってお話ししています。

○久住副委員長 その辺は、私たち区で事務をやる側の問題と、具体的に学校を経営されている校長先生の考え方と、PTAの皆さんの意見がどの部分になるのか、ちょっとわからないのですけれども、基本的には資料第 14 号で、学校の中で出されてきたものについては、こちらとしては「必須」という形でご回答していると考えてはいるのです。確かに今、上原委員からご指摘いただいているような非常勤の先生方がどのくらいいるのかというのは、人数等も把握していませんけれども、こういった限られた条件がある中で、そこが本当にとれるかどうかというところについても、少し考えていかざるを得ない。ですから、具体的に学校からお出しいただいている部分については、「必須」とご回答申し上げているということで共通認識がとれるのであれば、それで整理していく。前に進む意味では、きょうここで共通認識がとれないのかなとは思いますが。

理想を言えば、いろんな部分でそういった部分があれば、それはそれで理想像を掲げるのは大事なことだと思いますし、それを機能としてどこに持つのかというのも別にあるとは思いますがけれども、この限られた条件設定の中でいけば、資料第 14 号と第 15 号の中での差はないと思います。そこはいかがですか。

○上原委員 理想的には、非常勤の先生も支援員の先生も同じ場所にいるべきだと思うのです。そういう意味で、「必須」と言っていますけれども、別々に確保するのではなくて、同じ場所に確保していただくべきかなと思います。

○長澤アドバイザー 計画設計する立場で申しますと、職員室の計画ということで、正規の先生方の机が並べられるスペースを確保するというのはもちろん基本的な要件で、それにプラスして、今、上原委員のおっしゃったような条件は、この学校で職員室を計画するときのもう 1 つの要件だということに基づいて職員室の計画設計をして、それを見ていただくというふうにするということになると思います。

ただ、そのときに、やはり面積が限られていますから、その用意の仕方はいろいろ工夫をして、これならいいだろうか、その辺のやりとりが、その後で出てくると思います。例えば常勤の先生は机をきちんと持たれるけれども、非常勤の先生とか指導員の方は、その場に居場所はあるけれども、個人の持ち物が必要だとすると、持ち物をちゃんと管理できるようなキャビネットは持つとして、机は個人机ではなくて共用で使うとか、面積をセーブしながらでも、今おっしゃっているようなことはちゃんと満たせるようにする。やはり円滑な学校運営をするためには、同じ場にいることは大事なことだと思いますから、スペースの用意の仕方の問題になってくる。これならよろしい、これだとやっぱりぐあいが悪いと、これも設計を見ながら議論する。ただ、条件として正規の先生の机を用意するだけではないということが、今ここで確認できればいいと思います。

実際のオフィスでも、昔は全員分の机を置くというのがベースでしたけれども、やはりスペースとか機械を有効に利用するために、そこにいる時間が少ない人については、そのスペースを共有して、そのかわり、そのスペースはみんなで使えるという計画が一般的に行われています。フリーアドレスとか、ノンテリトリアルというか、場所を固定しないでうまく融通しながらオフィスを使っていく。その辺の設計的な提案を含めて、具体的な絵を見ながら議論していけばいいと思います。そのときに、今おっしゃっているようなことは大事な条件だということだけ、今ここで共通理解しておけばいいと思うのです。

○藤田委員長 校長先生のほうもそれでよろしいでしょうか。

○松本委員 学校としては、非常勤職員は、そもそも勤務時間の設定上、執務に値する時間は見れない職員なのです。なので、1人1人の執務机ということは、いずれの学校も想定はしていないと思います。ただ、そうではあっても連絡事項を書面にしたためのスペースも必要ですし、主にミーティングのスペースは当然必要なわけで、非常勤職員だから職員室に居場所がないというのは不資格だと思います。それと執務機のスペースや執務机を用意することは別の問題だと思っているので、目的にかなうようなミーティングができるスペース確保ということで、学校としては考えています。

○藤田委員長 そろそろ仮校舎の位置の時間に行きたいので、申しわけないのですが、まとめて言っただいて、次に移らせていただきます。

○上原委員 では、まとめてお伝えします。

まず⑦の更衣室なのですけれども、先ほどもお話が出ましたけれども……。

○藤田委員長 それなので、増設を検討しますと言っているところについては議論の時間がない。論点がどうしても違っているところだけに絞っていただけますか。資料第13号修正版では、⑦は「設

計上可能な範囲で増設を検討します」という回答になっておりますので。

○上原委員 明確に違うところということですね。

育成室の話でも大丈夫ですか。⑱にあります育成室の増設で、第四育成室の増設というところですけれども、今、今回の育成室の募集状況が出ていると思います。育成室の人气が非常に高く、どの育成室も軒並み 50 名ぐらいというような希望が出ているという話も聞こえてきます。そういう中で、本来であれば、おおむね 40 名程度の規模が適切だという話が出ていますけれども、そういうふうに考えていったときに、第三育成室までで本当に足りるのかという疑問があります。柳町だけに 4 つの育成室がという疑問があるということなのですからけれども、では、ほかにどの施設に育成室を確保していくという予定があるのか。具体的なものがないと、今後やはり足りなくなっていくと容易に想像ができる状況かなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○藤田委員長 それは、前回の資料第 10 号修正版のほうで数字をお示しして、想定をしているところだと思うのですが、改めて。

○上原委員 改めてというのは、今、募集の実際の状況が明確になってきている中で、育成室のニーズがさらに高まっている。前回の会議のときよりも明確になってきているのではないかと思うのです。

○木幡委員 今、実際に育成のほうについては、調整会議でどういう形でというのは、まさに今やっているただ中です。今委員長から申し上げたとおり、うちはこの資料第 10 号修正版で示したとおりに、基本的に、柳町地区についてはこの推移の部分でいくものと考えておりますので、少なくともこの育成の部分については、1 つの育成室の増で対応できるものと考えております。第四という言い方が出ていましたけれども、私どもはこれで対応が十二分に可能と思っていますし、今回の 26 年度の実際の応募状況云々は確かに現在ありますけれども、少なくとも柳町地区については対応可能と考えています。

(2) 仮校舎設置（案）について

○藤田委員長 本当に申しわけございません。時間に余裕ができましたら、こちらのほうの話題にもう一度戻らせていただくことも考えますので、次の、どうしてもスケジュール的に皆様に議論していただかなくてはいけない仮設校舎のほうに移らせていただきたいと思います。

資料第 16 号の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○施設係長 資料第 16 号「仮校舎設置（案）について」、ご説明をさせていただきます。

事務局より提案させていただく内容としては、1枚目が設置案の概要でございまして、1枚めくっていただいて、2枚目のほうが仮設校舎の配置図の案ということになります。まず、1枚目のほうから説明をさせていただきます。

この案につきましては、第1回検討委員会の資料第7号の柳町小学校の学級数推計において、平成27年度において14学級にふえると見込まれることから、その不足する2教室分の対策として、別紙のとおり、校庭内に仮設校舎を設置しまして、校舎中央の昇降口と渡り廊下でつなげるものでございます。

まず、整備の規模でございますけれども、1階当たり357平米の2階建てでございまして、計714平米の整備面積を想定してございます。

続きまして、3の整備する教室等については、仮校舎1階には計3教室分を整備し、不足する普通教室2教室分のほか、PTA会議室と特別支援教室の配置を想定しております。ただ、実際の配置につきましては、今後学校と調整を進めていきたいと思っております。

続きまして、(2)の仮校舎2階も、同じく3教室分を整備し、育成室2教室分と、学校用予備教室の配置を想定してございます。

先ほど申しましたように、校庭の中央部に設置を考えておりますので、仮校舎設置後の校庭の面積は約1500平米となるものでございます。

最後に5として、今後の予定でございますけれども、平成26年4月にはその設置に向けた契約をし、半ばの9月までには設計、及び建築確認等の手続を済ませまして、10月以降から26年度末までの間に仮校舎の設置工事を完了させ、平成27年4月からは使用開始ができることを想定してございます。

事務局からの提案は以上でございます。

○藤田委員長 今の今後の予定のスケジュール表で、26年度中でいっぱいいっぱいの予定なので、今仮校舎の設置をどうしてもお諮りしないと間に合わないという状況で急がせていただきましたが、資料第16号につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いをいたします。

○上原委員 子どもたちが活動する場所が、工事に伴って制限されてくるということが出てくると思います。仮設校舎に伴ってその部分が減ってしまうということなのですけれども、そういう意味では、その面積を確保するという意味で、多目的室にも使えるようなホールを仮設校舎の3階か何かに設置していただくというふうにするべきかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤田委員長 事務局のほうで、この仮設校舎についての考え方等ありましたらお願いします。

○竹田委員 仮設校舎については、基本的には、工事期間中、仮設として使うものでございますので、例えば今出た多目的ホールなどのものについては、先ほどの資料第15号とか第13号修正版にありますとおり、新しく増設するいわゆる本設部分に、設計上、落とし込めるのだったら入れていくという考え方で整理させていただいております。仮設校舎についてはあくまでも工事期間中のものということですから、余り大きな規模でつくるのはいかがなものかということがございまして、想定される教室の不足分と育成室の必要な部分に絞らせていただいて、この程度の規模で提案させていただいたものでございます。

○上原委員 松本先生、そこに仮設校舎ができることをイメージしてみたときに、子どもの活動はどういうふうイメージされますか。

○松本委員 狭くなるわけですから、かなり制約は受けるのですが、仮設校舎を建てないことには工事が進まないことを考えると、新しい校舎が建つまでは、ある一定程度は我慢せざるを得ないところは我慢せざるを得ないだろうというのが正直なところです。仮設校舎の位置も、できるだけ校庭を侵食しないようお願いしたいとは思っていますが、かといって、既存校舎との動線確保を優先せざるを得ないところもあるので、仮設校舎と既存校舎の日常の動線が一番不便がなく、スムーズにいくところをまず第一優先に考えて位置どりをしていただく。そうすると、校庭として確保できる部分と、余白のスペースができる部分をいかに有効活用していくかというところが、次の第2段階として検討が必要だろうと思っています。

現実、学校が、一定期間の季節ではあっても懸念しているのは、やはりプールの指導に伴う更衣室からの動線が、現在も確保はされていない構造なんですね。それが仮設校舎ができるとなると、体育館の中にある更衣室から、プール指導のためにプールに移動するという動線は、ちょっと細かく詰めさせていただいたり、更衣室のことについては検討していただかないと、うまくいかないだろうとは思っています。

今ご提案いただいた中で申し上げられるのは以上です。

○前嶋委員 今、児童の動線の話が出たので伺いますけれども、これは単純な質問です。校舎Dのところから仮設校舎のほうに移動しようと思ったときにはどういう……、ここに書いてある波線は、仮設の屋根のことですか。この階段のところも屋根があるから、ほとんど濡れないで行けるという意味ですか。

○鶴沼委員 はい。

○前嶋委員 左の奥のほうに倉庫と書いてありますけれども、これは1ページ前のスペックのどこ

ろには何も入っていませんけれども、どういうものですか。

○鵜沼委員 階段の下のデッドスペースを倉庫にも使いたいということだと思います。

○前嶋委員 階段は2カ所ということですね。

○鵜沼委員 階段は2カ所とる前提でしょう。

○藤田委員長 2方向避難ができないとまずいので。わざわざ倉庫として設けるわけではなくて、階段下の物の置ける倉庫というようなイメージだと思います。

○上原委員 仮設校舎の1階に普通教室とありますが、これは通常の教室ということですね。2階のその他学校用予備教室1教室は、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですけども、何に使う場所ですか。

○竹田委員 ここは実際に学校のほうのその時々の中置かれた状況に応じて、何に使うかというのが学校の判断になろうかと思いますが、1回目の会議のときにもありましたとおり、この柳町小学校の教室数については、平成27年度から30年度までが14クラスを想定しているので、仮に26年当初から比べて2部屋足りない。さらに、31年度になると15クラスの想定ということで、もう1部屋足らなくなるということがございますから、この仮設をいつまで使うのかにもよると思うのですが、そのときの実態に応じて、この1部屋分については、そのときの学校の判断になろうかと思っています。

○藤田委員長 当分の間は余裕のある部屋だとお考えいただいていいですし、仮設の使用期間はなるべく短いほうが子どもたちにとっても、学校にとってもいいわけですから、使う期間をなるべく短期間で済ませて、本設に移してあげたいというようなところもございます。

○上原委員 先ほども出てきていますが、やっぱり子どもたちの活動が制限されていくことを、子どもの心に寄り添って、特に雨の日などは体育館と教室のみで遊ぶということがありますから、先ほど提案した多目的ホールはそういう雨天時も配慮した上で、ぜひ設置していただきたいと思っています。

○鵜沼委員 結論から言うと、3階建てにはできないというよりは、しないですよ。というのは、仮設校舎なので、本設並みのしつらえにはしないのです。それは当然壊すものですから。ただ、それは自由自在にそういうことができるのではなくて、建築基準法85条の5項に基づく許可申請を受けて、その許可内容に見合うものを仮設校舎として申請して、許可を受けて、整備していくものなのです。従前のところのないものの仮設の許可を受けるというのは、理由としてもなかなか厳しいのが1点と、基準法の規定は、2階建てと3階建てで強化される規定がたくさんあるので、幾ら仮

設の建物とはいえ3階建てにすると、許可の条件なりスペックが本設とそんなに変わらないような条件を整えていって、許可を受けていくことになるので、絶対に3階の許可を受けないかといえれば別なのですが、3階建ての建物として仮校舎の許可を受けていくということは余り合理的ではない。

多目的室が不要だと言っているのではないですよ。校庭を確保して、なおかつ動線を確保していく。僕の立場から言うと、工事動線も確保しなければいけなくて、なおかつ、プールも体育館も一定、安全に使うとすると、どうしてもスペース的にはこういった場所に、このぐらいの規模にしかならないのです。あとは積層していくかということになるのですが、3層にするということは、本設に極めて近いようなスペックを仮設校舎にかけていくことになる。多目的というのはさまざまなものということであれば、仮の部分はそのようなものではなくて、必要最小限とまでは言いませんけれども、少なくとも1教室はプラスアルファで見込んでいるわけですから、それに加えて多目的室を積層していくことは、仮設を設置するという趣旨と反対方向に行く側面はどうしても否めない。ですから、できないからやらないというよりは、通常やらないとか、今回はそういうことまでを仮設の校舎に求めていくべきではない。少なくとも基準法ですとか、あとは、そこに本設並みのものを整備してまでもというところまでのものではないと思います。

○上原委員 単純に質問なんですけれども、この今並んでいる校舎の長さといいますか、これを公道に近いほうにもうちょっと延ばすことは難しいのでしょうか。そうすると、予備教室1教室あるところが、もうちょっと大きな部屋になる可能性もあるのかと思うのです。

○鶴沼委員 僕のほうでできるかできないかというのは、できないというのはないのです。ただ、すべきでないというのは、運営の問題ですとか、プールと体育館のほうに分断されてしまうですとか、1教室分となると大体8メートルぐらい。では、8メートル延ばしますかというのと、これは延びないのです。ちょっとでもという気持ちもわからなくはないのですけれども、あとは、仮設なのでユニットでつくっていくので、規格外のちょこつとということをどういうふうにしていくのかということからすると、一定の合理的な結論とすれば、このぐらいのことでいかがですかと。

おっしゃっているようなことを、全く必要ないとか、無視するというのではなくて、それを踏まえた上でも、今回の提案でいけば1教室は、それこそわからないですよ。先ほどもおっしゃっていましたが、急に上がれば使うかもしれないのですけれども、開設当初は、今おっしゃるような多目的に使えるような部分も一部に内包しているので、その部分を合わせていくと、3層目まで使って多目的室を整備することが、仮設校舎に求められている機能としてふさわしいのかというの

は、私どもとすれば、これでやらせていただきたい。

○上原委員 学校現場にいと、やっぱり雨の日の子どもたちの様子を目の当たりにするのです。外でも遊べない、教室の中でエネルギーを発散しようとするといったときに、けがが起こりやすくなったり、そういう状態になりやすいという現状はあるのです。今、教室とか体育館が唯一活動できる場所で、人数が多いですから、体育館でみんなで走り回ってというわけにはどうしてもいかないという現状があると思うのです。そういう意味で、雨の日でも、多目的ホールのような形でもう少し場所が出てくればということだと思ふのです。これでも、子どもたちは我慢しなくちゃいけないのでしょうか。

○久住副委員長 仮設でなくても、雨の日は同じですよ。言っていることがちょっとよくわからないのですけれども、同じじゃないですか。

○鶴沼委員 議論しているような感じがちょっとわからなくなってしまつて。雨の日でも遊べる場所があったほうがいいのか悪いかと言つたら、あったほうがいいのかと思ふんですよ。それを、いいでしょう、だから何でしないのと言われても、それはよかつたとしても、今回は仮設なので、それは当然に整備する前提には立っていませんという答えにしかどうしてもならないのです。雨の日のことを軽んじているとか、遊び場所があったほうがいいのかという意見について、よほどひねくれていれば、雨の日はおとなしく本を読むように、そういう勉強をしたっていいじゃないかという人がいるかもしれないですよ。けれども、自由にとれるのに要らないという人は多分いないと思ふのです。その自由が仮設ゆえに阻害されるのは著しく不当とは私たちは判断していないので、3層目を使うことを想定しなかつたにご説明さしあげるしかないのです。

○藤田委員長 長澤先生、仮設校舎についてはどうですか。

○長澤アドバイザー クラス数が14クラスになったときに2つ足りなくなり、15クラスになったときに3つ足りなくなるというのに対して、2つ分とか3つ分だけ設けるのが、ほかのところでは多いと思ふのです。ただ、今度の場合は、そのことだけでなくて育成室とか、PTA会議室とか、特別支援とか、そういうこともあわせて課題として捉えて、6教室分用意しようという計画になっていますので、そういう点では評価できるところがあると思ふます。

実質的に6教室分の使い方として、例えば14クラスの段階では予備教室が1室あいているわけですから、そのあいている部屋を、今の雨の日の遊び場に使うとか、あるいは多目的教室的に使うとか、学校が自由裁量というか学校の考えであんばいできるスペースが1つ付加されているということで、それをうまく生かしていくと、今のような問題にも応えられる計画になっているのではない

かと思えます。

そういう意味では、このプレハブの問題は、これはこれで1つの考え方かなと思っていて、松本先生のメモで、15 学級の場合は正規教員 5 名分の机のスペースが職員室に必要な。ですから、このプレハブの問題だけ考えるのではなくて、プレハブのことを考えるときに職員室の問題もあわせて考える。むしろそちらのほうが大きなテーマだと思います。これは割とゆとりのある提案が区から示されていると私には見えます。

あと、PTA会議室 0.5 というのも、PTAのための部屋がきちんと確保されるということでありまして、ここから先は、PTAの活動の仕方を十分把握していない者が言うので適切でないかもしれませんが、そのスペースも、場合によっては、物の保管の仕方がロッカーとかそういうので対応がきちんと考えられれば、その部屋も例えば小教室的な使い方を工夫するとか、そういう可能性もあるのではないかと思います。ですから、足りなくなる部屋の数だけ用意するというのでない計画になっているというところが、この案の、ある意味で評価できるところではないかと思えます。

○藤田委員長 ほかはよろしいですか。

松本先生からは、更衣室の動線とか更衣室そのものについて、ちょっと相談をしたいという条件つきで、この仮設校舎で運営できるだろうという見込みをいただきました。

○松本委員 今、長澤先生に触れていただいた、この間の職員が増加している部分も別途対応で検討していただかないと、職員はいますので。

○藤田委員長 今、とりあえず来年度、机を2つ入れるための工夫を、先生のほうと学務のほうでやっただけかと思うのですが、教室はできたけれども、今回の2人に加えて、あと2人加わったときの職員室が、まだ拡張できていないとしたら、それをどういうふうに工夫するかというのも、課題の1つという認識でいたいと思います。

それでは、仮設校舎の設置について、多少の課題は残っておりますが、こちらの設置（案）については、私どもの検討委員会で認めるということによろしゅうございますか。——ありがとうございます。

(1) 校舎新設にかかる要望事項について（続）

○藤田委員長 私が先を急ぎ過ぎたせいか、予定時刻までまだ30分ほどございますので、先ほど途中で遮ってしまった質問等についても戻ることができます。

○長澤アドバイザー 今ここで位置が示されていますが、これは仮設のある状態でも校庭をできるだけ確保しながら場所を決めると、ここが1つの設置場所かなと思いますけれども、今度の増築棟をつくるときには、その段階で、この仮設も使いながら増築をするわけですね。増築する棟は本設になって、その後、既存校舎をしかるべき時期に建てかえることになったときに、今回増築する棟と新しく建てる建物がちゃんと一体の計画になるように、その辺もちょっと考えながら、最終的にこの位置でいく。むしろ、先の話ですね。プロジェクトを考えると、将来、既存校舎が改築されたときに一体のものとして使えるように考えておくことが必要だろうと思います。

そのときにエレベーター問題で、今度、増築棟と絡めてエレベーターをつくるときに、将来建てかえたときに、そのエレベーターがうまく生かせるようにすることも、また考えておかなければいけないことだと思います。考えておかないと、新しく建てる棟のバリアフリーをやるのに、もう1基エレベーターが必要になる。でも、エレベーターは建設費もかかりますし、問題はメンテナンスコストが非常にかかるということです。ですから、少ない数でできるだけ有効に生かせるようにすることが大事なことで、必要だから2つつくればいい、3つつくればいいという話ではなくて、そのランニングコストとあわせていい位置に、将来的にいい計画になるようにということも含めて、増築部分の設計をしていく必要があると思っています。そういうことで、設計の企画を立てるときには、設計条件として設計者に示していただけるといいと思います。先の話で済みません。

○藤田委員長 それでは、資料第14号、第15号、第13号修正版あたりで、まだおありでしたらお願いいたします。

○上原委員 以前も議論に出たと思うのですが、特別支援教室、柳町でいうと柳ルームに当たるところなのですが、児童数の増加からパーセンテージを割り出すと、各学年で5人ぐらいは取り出しの児童がいると計算することもできますし、児童数が増加していくとさらにふえるという可能性も出てくると考えておりますので、もう1つ、2つつくっておくことがよいのかなと思っています。

仮にそういうお部屋があれば、クールダウンが必要なときに児童が行く場所がないといったときに、そういった居場所に使うことができる。気持ちを落ちつかせるという観点から、あってもよいと思っています。

もう1点は、多目的室は「努力目標」ということで書いてあったと思います。他校で非常にすばらしい多目的ホールがあるということで、格差がありますけれども、格差を埋めるという観点だけでなく、実は防災の拠点としても、防災機能を向上させるというところは新設の校舎にも求めら

れている観点かなと思います。また、多目的室は福祉避難室にも使うことができるとお思いますので、「努力目標」とは書いてありますけれども、ぜひ設置していただきたいと考えています。

もう1点は、放課後事業についてです。放課後事業については、基本的には、そういった場所は改めて設置しないという方向で考えていらっしゃるのですが、放課後事業も拠点となる場所をぜひつくってほしいと思います。子どもたちが「ただいま」と帰っていくような場所。育成室では、そういう場所があると思うのですが、根なし草という状態になってしまうのを少し懸念するところですので、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが質の高い放課後事業を受けられるような状態に施設を整えていただきたいとお思います。

また、地域の見守りとか大人の見守りだけでは少し難しいのかなという印象もちょっとありまして、ぜひ質の高い事業を展開していただくように、しっかりそうした事業者を、それからそういった場所を設置していただくことが非常に重要ではないかと考えています。

とりあえず以上です。

○藤田委員長 ただいま資料第13号修正版に基づきまして、⑩の特別支援教室、1コマ分増設というのは、支援教室が2教室欲しいという内容ということでしたね。それと、多目的室は設計上可能な範囲で検討していくということで、ご要望をいただいたと理解しています。特別支援教室2教室については、何かありますか。

○竹田委員 これについては、資料第15号でも一定お示ししているところであって、「必須」という形でやっています。ただ、そこについても、この資料第13号修正版にあるように、現状では0.5教室分と考えているところもあるのですが、ただ、この必要性自体は当然「必須」という前提でありますから、そこは実際に絵を描いてみた中で、どういう形で入るのかという話にはなるのかというぐらいの今の前提です。

○藤田委員長 ただ、これは指導する教員の数等も関係してきますよね、校長先生。

○松本委員 そうですね。特別支援教室なので、どーんと大きい部屋をどうするかということもあります。間仕切りとかいろいろあるので、基本的には、小スペースの確保ということになると思うのです。ただ、さっき上原委員がおっしゃったように、クールダウンするとかという必要性のある児童はいますので、スペースが1つより2つあればというところは、確かにそのとおりですが、先ほどからお話しいただいているように、実際にどこにスペースを確保していただくことができるのかという段階で検討というほうが、現実的かなともお思います。

○長澤アドバイザー 今のクールダウンということ言うと、計画的には、教室とどこか離れたと

ころに居場所があるというより、教室回りというか、教室の近くにパニックになったような子どもたちが落ちついていられる場所があることが大事で、教室がただ廊下に並んでいるというのではなくて、そこにどういふふう小さなスペースを、小さくていいと思うのですけれども、落ちついて少しゆっくり過ごせる小さな場所を組み合わせるのか。教室を考えるとというよりも、教室回りという言い方が建築の計画でありますけれども、教室回りでクラス単位でいる、少人数でいる。そのクラス回りの要素に、例えばトイレとか、流しとか、そういうものも組み合わせられていて、学校生活がトータルにできるような、そういう設計が求められることになると思います。

そういう小さな部屋は何コマというような形ではなかなかあらわしにくいのですけれども、やはりそういうテーマを持って設計をしてもらって、ちょっと工夫で用意してもらおうことになると思います。

前に、今度の増築棟で必要面積として1420平米、そのうち3割ぐらいは、通常のプランだと廊下、階段になるので、その残りの部分を必要な諸室に割り当てていきたいと思いますということでしたけれども、その3割というのは、実は設計の工夫をすると、それをスペースに仕立てていくことができるのです。ですから、その辺が設計者の工夫のしどころで、こういう工夫はしてほしいということをしきりと書き込んで、設計条件にすることが大事です。ですから、今この場でいろいろ議論されていることを、設計のときに考慮すべきこととしてきちんと書き込んで、設計提案を求めるといふふうにすると思います。ちょっと柳ルームの話とずれてしまったかもしれませんが。

○上原委員 まだ幾つかあります。地域連携室の話ですけれども、PTA会議室兼学校支援地域本部ということで兼用で示してあるところもあるのですが、PTAも学校支援地域本部もともとボランティアで成り立っているところとして、ボランティアの方も当然予定もあるというところで、実際使う時間が重なってしまうことによって使えないということも、今後出てくる可能性があるのかなと思ひまして、別々にあったほうが理想的だとは思っています。それが1点目。

2点目は、細かいところですが、校長先生に出していただいた要望に対して、印刷室、更衣室の拡充が「努力目標」と書いてあるのです。更衣室は先ほども話が出ましたけれども、印刷室が「努力目標」というのは、どこに置くのか、廊下に置くのかな、どういうイメージをされているのかなと思います。

○竹田委員 実際に、今職員室と印刷室が同じスペースにあるという柳町小学校の現状がありますから、例えばここの職員室を拡張していきましようという話になったときに、印刷室のスペースは今までどおり中にとるべきなのか、それとも外に出したほうがいいのか。当然そこについても検討

する必要があるでしょうし、仮に外出しをするのであれば、職員室の拡充部分というのは優先順位が高く「必須」という形で挙げていますけれども、印刷のスペースを別建てでとるのであれば、可能な限り設計の中で取り込みたいという位置づけで整理させていただいているところですから、そこは実際に現状の使い方と増築後の使い方、それに学校側との調整にもよってくるのかなという思いはあります。

○久住副委員長 この「努力目標」と書いてある部分の濃淡が結構あるのかなとは思っていて、必須に限りなく近い努力目標であったり、本当の努力目標、スペースがあれば整備をするといった努力目標であったりというのものもある。そういう意味では、今印刷室というのは、授業を進める上で必須の部分はあるでしょうから、どこかに必ずやるけれども、今はスペースの中で検討せざるを得ない。そこは知恵の出どころというところもあるのかなという意味で、この「努力目標」という4文字は少し幅のあるものなんだと、ここの中で共通認識がとればいいのかなどとは思っています。

○上原委員 必要な施設に関しては、なるべくこうやっていただくべきかなと思っていて、例えば六中のすばらしい施設を見ましたけれども、あれが本当に必要面積の中で建築されたのか。その辺はいかがですか。補助金が出る必要面積の中で行われたのですか。

○鶴沼委員 六中はもとの学校にアカデミー施設とか地域活動センターの合築なので、どちらかという学校専有部分は減ってしまっているのです。ですから、当然補助金の対象になるようにとか、整備基準にも合うようにしながら、なおかつ、従前の校舎の中に今まで入っていなかった機能を入れているので、それはそれで1つの形としてあれを評価していただければ、ああいうことをしないというわけでもないのです。

一方で、よくないところをここで披露してもしようがないのですけれども、校庭が手狭になっている部分を、校庭だけではなくて、緩衝スペースとして中庭と一体的に使うことで広さの工夫をする。ただ、それは従前より狭くなったじゃないかという価値観で評価されてしまうと、そうなのかもしれないのですけれども、総合的に見た価値を上げていくという意味で評価していただければ、それは価値が高まったのかもしれないのです。

ですから、どうしても個別具体の案件で1カ所1カ所をやるの、やらないのというと、何だ、全然応えていないということでも、それこそ総合的な判断の中で、私たちが一定配慮していくべきものとして認識していないということではないとご理解いただきたいと思うのです。

○上原委員 わかりました。

この後のことなんですけれども、大事な視点として、必要な教室等をどこの場所に検討している

のかというところで、以前、A案、B案が出たときに、体育館の位置に必要な教室をつくることも検討していました。どこに建てるのか。体育館、プールのことが全然話題に出てきていないので、それを検討しないで図面に入って行って大丈夫なのか。何階にするのかという話も、この会議体の前にさんざん出てきた話だったのですけれども、それが1点目。

2点目は、最終的に、避難所としての学校ということで、そういう検証をしっかりとしなくてはいけないと思っておまして、その視点が全然出てきていない。こちらが要望していることに対してお答えが全然ないので、そのあたりがどういうふうになっているのかというのは、いかがでしょうか。

○藤田委員長 どこにということにつきましては、きょうの話し合いで教室増設の要望が完全にすり合ったとまでは言いませんが、かなり近づいてきた。努力目標で、イメージ図が出てきてからもう一回考えましょうということまで含めますと、相当近寄ってきたと私としては思っておりますので、次回からは、図面を描くところまでは当然いきませんが、イメージ図のようなものをお示しして、場所も含めて議論していくことになるのではないかと考えております。

基本的な認識が、完全ではないけれども、ある程度一致するというのが、そのイメージ図をつくる前にも大事なことだと思っておりましたので、その作業がおおむねできたのではないかと考えております。ただ、「努力目標」になっているものについて、そこで入れ込めるかどうかということでまたご議論はあるかもしれませんが、基本的に必須部分は入ったイメージ図になるはずですので、それを見ていただいてということになろうかと思えます。

今回、教室増設ということでしたので、あえてプール、体育館には踏み込んでおりません。教室増設に関してどうしてもプールや体育館と干渉せざるを得ないような条件になったときに、手をつけるものという認識でおまして、初めからプールや体育館の建てかえありきとは私としては考えていなかったもので、こういう条件を詰めていくという作業を優先させていただきました。

あともう1点、避難所としての学校施設という視点については、否定するわけでは全くないのですけれども、避難所機能強化のための教室増設とも考えていないのです。教室増設によって避難所機能が自然と上がることはあり得るかと思いますが、避難所機能の強化を目指した教室増設ではないと考えています。

○久住副委員長 きょう、すごくいい議論ができた。きょうの19日までかかった議論の中で、いろいろ行ったり来たりはありましたけれども、資料第14号、第15号、第13号修正版を見る中で、今後、柳町小学校に増設をしていく機能として、この委員会の中で、委員長が言ったように、今後図

面の中で検討するものはあるにしても、基本、資料第14号、第15号を含めて、第13号修正版で示した部分でいいということで、次のステップに行けるというのを、きょうの段階では皆さんの合意として確認しておくという作業を、ここでしておいたほうがいいと思います。全部100%こうだねということではないにしても、とても歩み寄りができて、基本的な機能についてはこういう形でやっていこうことができたということは、次の段階で後戻りしないためにも、この段階で、一定、確認しておいたほうがいいと思います。

○藤田委員長 特にその件について、何かおっしゃりたいことがあれば。

○上原委員 あとは、必要な教室が既存校舎とどういふふうにつながっていくかという視点はすごく重要だと思っていて、体育館のあたりに設置されて一続きになるということが理想的で、そうすると体育館に干渉して、プールに干渉してといふふうになっていくのかなと、個人的には思っているところです。避難所のことは、体育館をつくるときに防災の機能をという話に必然的になっていくと思うのですが、長澤先生、その辺はいかがでしょうか。

○長澤アドバイザー 防災拠点としての役割は学校を考えるとときに必須の条件ですから、この柳町の地域でどういふ役割、あるいはどういふ状況のときに、どのくらいの人を、どういふ形で受けとめるか、そういうことなんかも踏まえながら、要するに、いきなり絵を描くのではなくて、今はずっと部屋の数の話を議論してきましたけれども、これも結局、そのもとには、こういう学校、こういう教育、こういうふうに子どもを地域で育てたいという考え方がベースにあって、こういう部屋が出てきているわけですね。その辺の建築設計の理念とか、目標とか、方針とかを書き出す作業が、設計にかかる前にあるので、そのときの1つの大きな柱が災害時の拠点となる機能があると思うのです。教育機能の充実とか、生活の場として豊かな環境をつくるとか、地域の活動の拠点、生涯学習の拠点としてとか、そういうこととあわせて、1つの大きな柱だと思います。その辺が今後の議論になると思います。次回、絵をもとにというお話がありましたけれども、その絵を見ながら目標とすべきことを議論して、設計に向けてどういふ目標をこの委員会で作っていくかということが、次なる課題だと思います。

○久住副委員長 今回、4回までいろいろご意見をいただいた中で、私が印象的だったのは、結局、職員室を中心として、全体が子どもたちを見ていくような動線をどうつくっていくのか。増設ありきということではなくて、既存校舎も含めてトータルとして、先生方と子どもたちが日常生活の中でうまく回っていくような機能を考えていくべきだ。長澤先生が、最初、そういうふうなおっしゃり方をされていましたが、単純にスペースをつくるということだけではなくて、1年生と6年生が近

くなったほうがいいのかとか、そういう学校経営なり学級運営なりという視点をきちっと入れられるような増築の仕方も、1つ考えなければいけないんだと改めて思った部分があるのです。

ですから、防災の部分は確かに非常に大事な部分ではあるのですが、やはり日常的にそこに生活をしている子どもたちと、そこで支援をされている先生方がきちとうまく回っていくことをまず第一に優先していかないと、防災ありきということになってくると、またボタンのかけ違いなり、違った部分が出てきてしまうのかなと。今回の4回でいろいろご意見をいただいた部分の中で、子どもたちの視点、先生方の視点が反映されたものを絵に落としとしていく作業を、これからしていけばいいのかなと思ってはいたので、そういった部分でよりよいものを考えていく。その中で、新設のところにエレベーターをどういうふうにつくった場合に、既存校舎で学んでいる子どもたちも使えるものとしてできるのかという視点を考えていくべきなのではないか。それに伴って、多少の犠牲なり何なりは、どうしてもやむを得ない部分は確かにあると思いますけれども、最小限、今学んでいる子、将来入ってくる子どもたちが、その中できちっと学校生活を送れることを大事にしていくことが共通認識できれば、次の段階の議論に進んでいけるのかなと思いました。

○上原委員 緊急なお話として、先ほどの職員室の2人分の先生の机を配置することと、2階のトイレの話があったと思うのです。児童数が増加して、2階のトイレが1個では足りないということなので、今倉庫になっているところを早急に復旧してほしいというところがあると思いますので、ぜひ春休みまでに工事をやるべきだと思うのですが、その辺はどうですか。

○竹田委員 その辺については、学校とも調整してスケジューリングしてやっていくのですが、ただ、トイレなので、子どもたちが使っている状況だと、なかなか対応ができないというところもありますから、夏休みまでのスパンの中で学校と調整していきたいと思っています。

○藤田委員長 倉庫トイレを復旧するという話。あれは春休みに……。

○主事 夏休みです。春は無理です。

○上原委員 校長先生、大丈夫ですか。

○松本委員 大丈夫かと言われると、私は倉庫の状態のトイレしか見ていないので、あれがトイレに戻ったときにどうだということを確認してみないと、何とも言えないのですが。

○上原委員 数が足りないですね。

○松本委員 だから、もちろんトイレとして使えるようにするんですね。

○藤田委員長 します。それが春休みか夏休みかという話なのです。

○松本委員 1学期は今のトイレだけでいくということなのですね。

- 竹田委員 今のところ、そういう状況です。
- 松本委員 ごめんなさい。そこは私はちゃんと認識しなくて。
- 上原委員 ぜひ春にやっていただきたい。
- 前嶋委員 それは無理だというのはなぜですか。
- 主事 あそこは配管を全部かえなければいけないので。
- 上原委員 どのくらい期間がかかるものですか。
- 主事 夏休み丸々いっぱいかかる工事です。
- 上原委員 今から始められないですか。
- 前嶋委員 今の配管は通っていないの。
- 藤田委員長 配管がだめになっている。
- 主事 配管は通っているのですけれども、配管がだめになってしまったので、あのトイレは使わなくなったのです。
- 藤田委員長 倉庫にするためではなかったんだ。
- 主事 あそこのトイレは、全面改修しなければいけないレベルのトイレなのです。
- 上原委員 ぜひそれにあわせて、ほかのトイレも配管がおかしくなっているものが多数あるとお聞きしているので、ぜひいろんな改修を、トイレの配管の見直しとかも含めて、夏の間中に早急にやっていただくべきだと、改めて見学した上で思いました。
- 藤田委員長 資料第 15 号の「別工事」というのは、今回、第 1 回の定例会で区長の施政方針でも出しましたし、教育委員会のほうとも調整済みなのですが、築 30 年以下、まだ本格的な改築の順番が回ってこない学校について、子どもさんたちの学習環境の快適化を少しでも図ろうということで、一番多くの時間を過ごす教室であるとか、先ほど言われた教室回り、水回り工事等も含めて、各学校の要望を聞きながら実施設計をして、3 年間で、どの学校が優先ということはないのですが、柳町であれば、今回工事が予定されておりますので、その工事等とも日程を調整しながらやるという方向が決まっております。

全体的なトイレの話はそれでいいのですけれども、倉庫トイレの存在につきましては、たまたま物置き場がなくて倉庫トイレになっているのではなくて、配管でトイレ機能が使えなくなったので、倉庫として逆に利用したということがあれば、その配管工事は春休みだけでは多分おさまらないような状況かと思っておりますので、夏休みにさせていただくしかないのかなと思っておりますし、校長先生ともう一步突っ込んだ調整等をさせていただきながら、やらせていただきたいと思っております。

○松本委員 私も、倉庫にするために見出したと思っていたので、よくわかりました。基本的に、トイレとして使えないスペースだったのですね。

○藤田委員長 そのほうがありそうな話ですね。

○上原委員 でも、そういうのこそもっと早急にやるべき課題だったと、正直思います。

○久住副委員長 例えば、あしたやって、あさって終わるという工事はないので、結構な時間数をかけざるを得ないですね。今回見せていただいたときも、冬休みを使って放送室等を工事されていたので、子どもたちのいない時間帯の工事ということなんでしょうけれども、もしそういったものを本当に新年度もしくは5月ぐらいまでにやっっていこうとなると、早急な工事をやるということになると、授業をしている中で、並行して工事ということがどのくらいまで許容できるのかということも、一定考えざるを得ないかなと思うのです。

○上原委員 それはわかります。夏休みをうまく活用してやっていただくのがいいかなと思うのですけれども、そこで2階だけでなく、ほかにも今後快適性のためにやっっていくということなので、あわせて夏中にいろいろやっていただくのがいいと思うのです。本格的にいろんな工事が始まる前に、子どもたちのメンタル面への配慮も含めて、少しでも早くやっていただくことが……。

○竹田委員 それについては、柳町だけの話ではないので。

○上原委員 でも、今工事があって、子どもたちのメンタル面の配慮が必要な状況だと思うのです。

○竹田委員 それは柳町だけの話ではないので、中学校を対象として考えているところもありますから、その全体を考えていく中でやっていかざるを得ないということです。

○上原委員 その話もわかるのですけれども、やはり子どもたちが活動を制限されて、我慢して、教室内とか廊下にいることが多い。そういう状況を踏まえて、壁とかトイレを、いろいろ事情はあると思うのですけれども、順番的に先にやっていただくべきだと。

○藤田委員長 快適化工事の順番等につきましては、今後調整をさせていただきます。あわせて、仮設とか本工事との段取りもあると思いますので、今即答はできないと思いますが、考えさせていただきます。

それでは、本年度は本日が最終回となります。教室増設についてかなりの点ですり合ってきた条件を踏まえまして、次回、増設整備案をお示ししたいと思っております。それから、先ほどご了解をいただきましたので、26年4月からは仮校舎設置の手続に入りたいと思います。

(3) その他

○藤田委員長 事務局から何かご連絡事項はございますか。

○施設係長 先ほど委員会の中で、上原委員から資料としてご希望があったということ、こちらの不手際もありましたので、それについてはおわびしたいところでございます。本委員会はそれぞれの意見を出していただくものなので、これからももし委員の皆様におかれまして資料をお出しいただくということになれば、ルートとして広報課を通すのではなくて、委員会の事務局として学務課のほうに直接お持ちいただくようお願いしたいと思います。今後とも連絡調整をとりながら、不手際のないように進めさせていただきたいと思います。

最後に、次回の日程ですけれども、前回は2月のときに具体的にというお話をさせていただいておりますけれども、まだ具体的に日程を設定させていただいておりません。4月以降、下旬ごろということで、これから日程を調整させていただく予定でございます。

○藤田委員長 3月、4月はお休みをいただいているというふうに思っておりましたが、予定としては、5月連休明けぐらいに、もし可能であれば4月の後半、連休前ということも考えてみたいと思いますが、改めてご連絡を差し上げたいと思います。

○施設係長 具体的に会場等詳細が決まりましたら、改めて皆様にご通知を差し上げ、また会議の前に資料の送付をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

3 閉 会

○藤田委員長 どうもありがとうございました。

(20:40)